#### 慶應義塾大学学術情報リポジトリ

Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	訴訟信託禁止の制度趣旨再考 (5) (完)
Sub Title	Reconsideration of the purpose of prohibition of legal proceedings trust (5. end)
Author	岡, 伸浩(Oka, Nobuhiro)
Publisher	慶應義塾大学大学院法務研究科
Publication	2019
year	
Jtitle	慶應法学 (Keio law journal). No.43 (2019. 12) ,p.1- 36
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	論説
Genre	Departmental Bulletin Paper
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara id=AA1203413X-20191227-0001

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

# 訴訟信託禁止の制度趣旨再考(5)(完)

## 岡 伸浩

- 第7 訴訟信託禁止と弁護士法72条・同73条との関係
- 第8 従来の制度趣旨論と新たな視座
- 第 9 民事訴訟法からの考察
- 第10 訴訟信託の現在位置
- 第11 信託法10条の「主たる目的」と不当性要件
- 第12 裁判例にみる不当性判断
- 第13 おわりに

#### 第7 訴訟信託禁止と弁護士法 72条・同 73条との関係

## 1 弁護士法 72 条・同 73 条

弁護士法 72 条は、「弁護士又は弁護士法人でない者は、報酬を得る目的で訴訟事件、非訟事件及び審査請求、再調査の請求、再審査請求等行政庁に対する不服申立事件その他一般の法律事件に関して鑑定、代理、仲裁若しくは和解その他の法律事務を取り扱い、又はこれらの周旋をすることを業とすることができない。ただし、この法律又は他の法律に別段の定めがある場合は、この限りでない。」と規定する。「報酬を得る目的」とは、具体的な法律事件に関して、法律事務取扱いのための主として精神的労力に対する対価を得る目的をいうと説明されることがある」)。しかし、ここにいう精神的労力とは何かについて必ずしも明確ではない上、今日、実務上、弁護士報酬の在り方が多様化し、例え

<sup>1)</sup> 日本弁護士連合会調査室編著『条解弁護士法〔第5版〕』(弘文堂・2019年) 643頁。

ば、タイムチャージ制と呼ばれる実働時間に応じた形態も多く採用されるといった実情に照らし、弁護士の報酬について、それが精神的労力であることを強調する必要性は乏しいと考える。また、「その他一般の法律事務」とは、(一般的に法律上の権利義務に関し争いや疑義があり、または新たな権利義務関係の発生する案件について)法律上の効果を発生・変更する事項の処理<sup>2)</sup>のみならず、確定した事項を契約書にする行為のように法律上の効果を発生・変更するものではないが、法律上の効果を保全・明確化する事項の処理も含むと解される<sup>3)</sup>。この趣旨は、資格もなく、なんらの規律にも服しない者が、自らの利益のため、みだりに他人の法律事件に介入することを業とする行為を禁止し、当事者その他の関係人らの利益を損ね、法律生活の公正円滑な営みを妨げ、ひいては法律秩序を害することとなる事態を回避する点にある<sup>4)</sup>。

さらに弁護士法 73 条は、「何人も、他人の権利を譲り受けて、訴訟、調停、和解その他の手段によって、その権利の実行をすることを業とすることができない。」と規定する。他人の権利を「譲り受け」るとは、売買、贈与その他法形式のいかんを問わず、他人の権利の移転を受け、自らに帰属させる行為をいい<sup>5)</sup>、「業とする」とは、反復的にまたは反復継続の意思をもって法律事務の取扱い等をし、それが業務性を帯びるに至った場合を意味する<sup>6)</sup>。この規定の趣旨は、弁護士でない者が権利の譲渡を受けることによって、みだりに訴訟を誘発したり、紛議を助長したりするほか、弁護士法 72 条本文の禁止を潜脱する行為をして、国民生活上の利益に対する弊害が生じることを防止するという点にあると説明されている<sup>7)</sup>。

<sup>2)</sup> 東京高判昭和 39 年 9 月 29 日高刑集 17 巻 6 号 597 頁、東京地判昭和 38 年 12 月 16 日判 夕 159 号 133 頁。

<sup>3)</sup> 日本弁護士連合会調査室・前掲注1) 654 頁。

<sup>4)</sup> 最大判昭和 46 年 7 月 14 日刑集 25 巻 5 号 690 号、日本弁護士連合会調査室・前掲注 1) 638 頁。

<sup>5)</sup> 日本弁護士連合会調査室・前掲注1) 679 頁。

<sup>6)</sup> 最判昭和 50 年 4 月 4 日民集 29 巻 4 号 317 頁、日本弁護士連合会調査室・前掲注 1) 680 頁、656 頁。

#### 2 訴訟信託禁止との対比

#### (1) 訴訟信託禁止の効果との関連性

信託法が禁止する訴訟信託は、訴訟行為をすることを主たる目的として信託の形式を利用して目的財産を受託者的地位にあるものに移転し、受託者的地位にある者が原告または被告となって訴訟行為をする場合である(信託法 10 条)。仮にこの受託者的地位にある者が弁護士以外の者で、かつ、当該本人が原告または被告となる本人訴訟の場合であれば、委託者的地位にある者から目的財産を信託的に譲り受けた弁護士資格のない者が訴訟事件に関する原告または被告となって法律事務を取り扱う点で弁護士法 72 条に抵触し、譲受人が業として訴訟行為をすれば、弁護士法 73 条に抵触する。よって、訴訟信託の禁止によって弁護士法 72 条違反・同 73 条違反を生じさせないことにつながり、弁護士法 72 条・同 73 条の潜脱を防止するという役割を期待できる。

#### (2) 趣旨の相違

もっとも、弁護士法 72 条や同 73 条の趣旨は、弁護士の使命(弁護士法 1条)から導かれる公益性に基づき、基本的人権の擁護と社会正義の実現という弁護

<sup>7)</sup>最判平成14年1月22日判時1775号46頁。東京高判平成3年6月27日判時1396号60頁は、「弁護士法72条は、非弁護士が報酬を得ることを目的として、業として法律事務を取扱うことを禁止するが、右規定の趣旨は、委任を受けて行う法律事務を専ら専門家である弁護士に委ねることにより、国民の法律生活に関する利益を保護するにあるものと解することができる。そして、同条がこのような公益を目的とする規定であることと同条に違反する行為が処罰の対象とされること(同法77条)からすれば、同条に違反する委任行為は、無効であると解すべきである(最高裁判所昭和38年6月13日判決、民集17巻5号744頁)。さらに、同法73条は、業として、他人の権利を譲り受けて訴訟その他の方法により権利の実行をすることを禁止するものであるところ、同条の目的もまた、非弁護士が権利の譲渡を受けることにより同法72条を潜脱するなどの事実上他人に代わって訴訟活動を行うことによって生ずる弊害を防止し、右と同様の国民の利益を保護するにあるものと考えられる。そうであるとすれば、同法73条もまた72条と同趣旨の規定であり、かつ73条に違反する行為が同じく処罰の対象とされること(同法77条)を考慮すれば、これに違反する譲受けの行為もまた、無効であると解するのが相当である。」と判示する。日本弁護士連合会調査室・前掲注1)676頁。

士の公共的使命(同条1項)を非弁護士が害し、法律秩序を乱すことを回避し、 国民生活上の利益を保護するという点にあり、公益的側面が強いと解される。 この点で、訴訟信託を禁止した信託法 10条の制度趣旨では、カバーしきれな い趣旨を内包しているといえる。

#### (3) 罰則の有無

さらに、弁護士法 72 条や同 73 条に違反した場合は、2 年以下の懲役または 300 万円以下の罰金という罰則が用意されている(弁護士法 77 条 3 号、4 号)。 これに対して、信託法 10 条は強行法規であり、これに違反する信託的譲渡は 無効となり 8)、その結果、信託的譲渡を受けた者が提起した訴えにかかる請求 は棄却されると解されているが 9)、罰則を伴うものではない。この様に、弁護士法 72 条・同 73 条違反の場合と訴訟信託の禁止に違反した場合とでは、違反の効果も異なる。加えて、訴訟信託の禁止は、受託者が非弁護士である場合は もちろん弁護士である場合にも適用される点で非弁護士を適用の対象とする弁護士法 72 条・同 73 条が予定する場面と適用範囲を異にする。

#### (4)「業とする」ことの要否

さらに弁護士法 73 条との関係でみれば、弁護士法 73 条は、「他人の権利を譲り受けて、訴訟、調停、和解その他の手段によって、その権利の実行をすること」を「業とする」ことを禁止する。ここにいう「業とする」とは、前述のとおり、反復的にまたは反復継続の意思をもって法律事務の取扱い等をし、それが業務性を帯びるに至った場合をいうと解されている 100。禁止の対象を「業とする」に限定した趣旨は、特に弊害が大きい業とする場合を禁止の対象

<sup>8)</sup> 道垣内弘人編著『条解信託法』(弘文堂·2017年) 63 頁〔大村敦志〕。

<sup>9)</sup> 堀野出「訴訟信託禁止規定と隣接諸制度」上野泰男先生古稀祝賀論集『現代民事手続の 法理』(弘文堂・2017年) 87 頁以下は、訴訟要件としての当事者適格に関する問題として 訴え却下の可能性を示唆する。

<sup>10)</sup> 最判昭和50年4月4日民集29卷4号317頁、日本弁護士連合会調査室・前掲注1) 680頁、656頁。

としたためである<sup>11)</sup>。しかし、訴訟信託は、「業とする」ことを要せず、1回 的行為による場合でも禁止の対象とする点で弁護士法 73 条の規律が予定する 場面に限らない。

#### 3 小括

以上の対比から明らかなとおり、訴訟信託の禁止を定める信託法 10条と弁護士法 72条・同73条とは、その制度趣旨や違反した場合の罰則の有無といった効果、適用範囲、予定する場面において一致しない。訴訟信託の禁止による弁護士法 72条・同73条の潜脱防止という点は、いずれも訴訟信託禁止によって得られる一定の効果であるものの、それ自体を訴訟信託禁止の制度趣旨として位置付けることは合理的ではないと解する。非弁護士による法律事務の取扱いの禁止は、弁護士法 72条・同73条の適用によって実現すべきである。

## 第8 従来の制度趣旨論と新たな視座

## 1 従来の制度趣旨の位置付け

訴訟信託禁止の制度趣旨として、従来から主張されている三百代言の弊害防止、濫訴・健訟の風潮助長による弊害防止といった点は、当時の歴史的経緯を背景とする弊害論からのアプローチともいうべきものであった。こうした理解は、訴訟行為を行うことを「主たる目的」とする信託である訴訟信託自体に内在する危険性を指摘するという意味で一定の意義を有するものの、今日においては、その意義はいずれも希薄化しており、訴訟信託禁止を支える本質的な制度趣旨として積極的役割を果たしていないと評価せざるを得ない。

## 2 現行信託法の立法過程における議論との関係

こうした観点から現行信託法の立法過程における訴訟信託禁止の制度趣旨に

<sup>11)</sup> 日本弁護士連合会調査室・前掲注1) 680 頁。

関する事務局見解を振り返ると、事務局見解は訴訟信託禁止の制度趣旨について、他人の権利について訴訟行為をなすことが許されない場合に、それを「信託」の形式を用いて回避することを禁止する趣旨であると解する立場を紹介し、①非弁護士が弁護士代理の原則に反して他人のための訴訟行為をなす場合、②非弁護士が弁護士法 72 条に違反して法律事務を生業として取り扱う場合、③他人間の法的紛争に介入し、司法機関を利用しつつ不当な利益を追求するとみられる場合の 3 類型を掲げ、③については、民法 90 条の規律で対応すれば足り、①②の場合が訴訟信託禁止の制度趣旨である旨指摘している。しかし、本稿で考察したように弁護士代理の原則や弁護士法 72 条の潜脱防止という観点は、訴訟信託禁止の効果と重なり合う部分はあるものの 12)、これ自体が訴訟信託禁止の制度趣旨であるとは解されない。

#### 3 信託の本質からのアプローチ

むしろ、事務局見解が民法 90 条の規律で対応すれば足りるとして、訴訟信託禁止の制度趣旨としての検討対象から除こうとした③については、平成 17 年 1 月 21 日の日弁連意見書が指摘するように他人のための財産管理行為としての信託の本質に照らして民法 90 条では賄いきれない問題が残ると解される。そこで訴訟信託禁止の制度趣旨としては、この③と同様の基盤に立脚し、第一義的には、信託の形式を利用して、他人間の紛争に介入した上で、裁判所を通じて特定の目的を実現するために訴訟行為をすることが他人のための財産管理行為としての信託の本質に反する点に求められるべきであると解する。

さらに加えて、訴訟信託とは、訴訟行為を行うことを主たる目的とする信託 である以上、信託法と民事訴訟法が交錯する場面であると捉え、以下のとおり 信託法のみならず、民事訴訟法の観点も加味してその制度趣旨を再考すべきで あると解する  $^{13)}$ 。

<sup>12)</sup> 道垣内弘人教授は、禁止されるべき訴訟信託は、民法 90 条の適用によっても無効となることが多いと指摘し、結局、信託法 10 条は公序則の具体化であると説く(道垣内弘人『信託法(現代民法別巻)』(有斐閣・2017 年)50 頁)。

#### E 3 171/2/2 111 3 (2)

## 第 9 民事訴訟法からの考察

#### 1 はじめに

従来、訴訟信託禁止をめぐっては、歴史的観点や弁護士法を中心とする隣接制度との関係でその制度趣旨が説かれてきた。しかし、訴訟信託は、信託の形式を利用して受託者が訴訟追行するものである以上、信託法と民事訴訟法が交錯する場面と捉え、信託法からの考察のみならず民事訴訟法的観点からの考察が不可欠であると解される。そこで訴訟行為を行うことを主たる目的とする訴訟信託に関して、民事訴訟法から考察を加え、その制度趣旨を再考することとする。以下では、訴訟信託と実質的に同様の効果を招来する任意的訴訟担当における授権概念、判決効の正当化根拠論、当事者適格論に焦点を当てて考察を進める。結論を総括的に示せば、他人のための財産管理制度である信託を利用し、訴訟行為を行うことを主たる目的とする訴訟信託は、民事訴訟法の予定する規律と衝突し両者が齟齬を来す場合であり、信託法理と民事訴訟法の手続構造が調和しない場面であるということができる。

従来、訴訟信託が問題とされてきた多くの事例は、受託者と委託者兼受益者との間で訴訟行為をなすことを主たる目的として信託が設定され、目的財産を信託的に譲り受けた受託者が自ら訴訟上の当事者(原告)となって給付訴訟を提起するものである。そこで、訴訟信託の受託者が原告となって民事訴訟における当事者として訴訟追行する場合について考察を加える。

## 2 任意的訴訟担当との交錯――授権概念からの考察

## (1) 民事訴訟法における第三者の訴訟担当

信託は、本来、他人のための財産管理制度であり、訴訟信託における受託者は受益者のために訴訟追行を行う立場に立ちつつ、民事訴訟における当事者として訴訟追行することとなる。ところで、民事訴訟法は、他人のために当事者

<sup>13)</sup> 堀野・前掲注 9) 82 頁は、訴訟信託は、信託法、民事訴訟法の両分野において検討を 要する問題であると指摘する。

となって訴訟追行する場合、第三者の訴訟担当として法が定める法定訴訟担当 と、当事者の意思に基づく授権による任意的訴訟担当を認めている。後者の任 意的訴訟担当は、法が認めた選定当事者(民事訴訟法30条)と当事者の意思に 基づく授権によって成立する明文のない任意的訴訟担当の場合がある。

訴訟信託が法定訴訟担当に該当する旨の定めは存在しないことから、このうちの法定訴訟担当に該当しないことは明らかである。また、任意的訴訟担当のうち、法が認めた選定当事者(民事訴訟法 30条)には、その要件として「共同の利益」を求めるが、訴訟信託はこれを充足せず、選定当事者に該当しない。そこで、民事訴訟法が認めた第三者の訴訟担当のうち、当事者の意思に基づく授権による明文のない任意的訴訟担当と訴訟信託の関係が問題となる 14)。なお、訴訟信託禁止は、実体法上の効力に関わる問題であるのに対して、任意的訴訟担当は当事者適格に関わる訴訟法上の問題であると解されるものの、その実質的機能に着目すれば、両者は他人のための訴訟追行を認めるという点において共通の役割を果たすものということができる 15)。

## (2) 任意的訴訟担当における授権概念

任意的訴訟担当とは、ある者が実体的な権利関係の主体の意思(授権)に基

<sup>14)</sup> 現に福永有利『民事訴訟当事者論』(有斐閣・2004年) 97 頁注 2 は、任意的訴訟担当と訴訟信託の区別に関し、任意的訴訟担当は、他人の権利関係について訴訟を追行する点で信託的に譲渡を受けた者が譲渡された権利につき訴訟をなす場合とも異なるとした上で、「信託的譲渡を授権の一場面とみる見解に立てば、この場合も任意的訴訟担当の問題となる」と指摘する。

<sup>15)</sup> こうした違いは、両者の訴訟手続における取扱いに相違をもたらしている。すなわち、実体法上の効力に関わる訴訟信託禁止に違反した場合には請求が棄却されるのに対して、任意的訴訟担当として許容されない場合は当事者適格を欠くとして訴えが却下されると解されている(日本弁護士連合会「現行信託法第11条(訴訟信託の禁止)の改正についての意見書」(2005年))。両者の実質的機能の類似性を指摘する立場として、小野傑「訴訟手続における受託者・信託財産・受益者の関係―訴訟信託と任意的訴訟担当の関係に関する立法過程の議論を参考として一」東京大学法科大学院ローレビュー Vol4 (2009年) 146 頁以下、特に160頁。

づき他人の権利義務ないし法律関係について、自己の名において自ら訴訟を追行し、あるいは代理人をして訴訟を追行せしめる権限を有する場合をいう <sup>16)</sup>。任意的訴訟担当は、本来の権利義務の主体が第三者に授権して第三者が本来の権利義務の主体に代わって当事者適格を有する場合といえ <sup>17)</sup>、任意的訴訟担当において訴訟担当者の権利義務を基礎付けるものは、本来の権利義務の主体による訴訟追行権の授権ということになる <sup>18)</sup>。

そこで、任意的訴訟担当として許容される当事者の意思に基づく授権の内容 を吟味することが必要となる。この授権概念の内容に訴訟追行権のみの信託的 移転も含むとなれば、訴訟信託も任意的訴訟担当として許容される余地が生じ ることになるからである。

任意的訴訟担当における授権概念に関し、最大判昭和45年11月11日民集24巻12号1854頁(以下「最大判昭和45年」という)は、民法上の組合(5名で構成される建設工業企業体(以下「甲企業体」という))が、その規約の中で、組合の構成員の1人であるXに、建設工事の施工に関して甲企業体を代表して発注者等と折衝すること、Xの名義での請負代金の請求・受領および甲企業体の財産の管理権限が付与されていた場合に、この様なXに甲企業体の任意的訴訟担当を肯定した。すなわち、最高裁判所は、「いわゆる任意的訴訟信託については、民訴法上は、同法47条が一定の要件と形式のもとに選定当事者の制度を設けこれを許容しているのであるから、通常はこの手続によるべきものではあるが、同条は、任意的な訴訟信託が許容される原則的な場合を示すにとどまり、同条の手続による以外には、任意的訴訟信託は許されないと解すべきでは

<sup>16)</sup> 福永・前掲注 14) 96 頁。

<sup>17)</sup> 高橋宏志『民事訴訟法概論』(有斐閣・2016年)9頁。

<sup>18)</sup> この授権概念に基づき、金子宏直「任意的訴訟担当における授権」―橋論叢 110 巻 1 号 (1993 年) 212 頁以下。また、最判平成 28 年 6 月 2 日民集 70 巻 5 号 1157 頁は、銀行である X らが、 Y (アルゼンチン共和国) が発行した円建て債券を保有する債権者らから訴訟追行権を授与された訴訟担当者であるなどと主張して、 Y に対し、 当該債券の償還および約定利息等の支払を求めた事案であるところ、最高裁判所は、最大判昭和 45 年の枠組みに従って、 X らの原告適格を肯定した (松永栄治「判批」法曹時報 70 巻 5 号 229 頁

(2018年))。すなわち、最高裁判所は、まず任意的訴訟担当の前提となる訴訟追行権の授 与の有無に関し、「YとXらとの間では、Xらが債券の管理会社として、本件債券等保有 者のために本件債券に基づく弁済を受け、又は債権の実現を保全するために必要な一切の 裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する旨の本件授権条項を含む本件管理委託契約が 締結されており、これは第三者である本件債券等保有者のためにする契約であると解され る。そして、本件授権条項は、Y、Xら及び本件債券等保有者の間の契約関係を規律する 本件要項の内容を構成し、本件債券等保有者に交付される目論見書等にも記載されてい た。さらに、後記のとおり社債に類似した本件債券の性質に鑑みれば、本件授権条項の内 容は、本件債券等保有者の合理的意思にもかなうものである。そうすると、本件債券等保 有者は、本件債券の購入に伴い、本件債券に係る償還等請求訴訟を提起することも含む本 件債券の管理をXらに委託することについて受益の意思表示をしたものであって、Xらに 対し本件訴訟について訴訟追行権を授与したものと認めるのが相当である。」と述べた。 その上で、任意的訴訟担当を認める合理的必要性につき、「本件債券は、多数の一般公衆 に対して発行されるものであるから、発行体が元利金の支払を怠った場合に本件債券等保 有者が自ら適切に権利を行使することは合理的に期待できない。本件債券は、外国国家が 発行したソブリン債であり、社債に関する法令の規定が適用されないが、上記の点におい て、本件債券は社債に類似するところ、その発行当時、社債については、一般公衆である 社債権者を保護する目的で、社債権者のために社債を管理する社債管理会社の設置が原則 として強制されていた(旧商法 297条)。そして、社債管理会社は、社債権者のために弁 済を受け、又は債権の実現を保全するために必要な一切の裁判上又は裁判外の行為をする 権限を有することとされていた(旧商法309条1項)。そこで、Xら及びYの合意により、 本件債券について社債管理会社に類した債券の管理会社を設置し、本件債券と類似する多 くの円建てのソブリン債の場合と同様に、本件要項に旧商法 309 条 1 項の規定に倣った本 件授権条項を設けるなどして、Xらに対して本件債券についての実体上の管理権のみなら ず訴訟追行権をも認める仕組みが構築されたものである。」「以上に加え、Xらはいずれも 銀行であって、銀行法に基づく規制や監督に服すること、Xらは、本件管理委託契約上、 本件債券等保有者に対して公平誠実義務や善管注意義務を負うものとされていることから すると、Xらと本件債券等保有者との間に抽象的には利益相反関係が生ずる可能性がある ことを考慮してもなお、Xらにおいて本件債券等保有者のために訴訟追行権を適切に行使 することを期待することができる。|「したがって、Xらに本件訴訟についての訴訟追行権 を認めることは、弁護士代理の原則を回避し、又は訴訟信託の禁止を潜脱するおそれがな く、かつ、これを認める合理的必要性があるというべきである。」「以上によれば、Xら は、本件訴訟について本件債券等保有者のための任意的訴訟担当の要件を満たし、原告適 格を有するものというべきである。」と判示した。なお、垣内秀介「任意的訴訟担当にお ける授権をめぐって」高橋宏志先生古稀祝賀論文集『民事訴訟法の理論』(有斐閣・2018 年) 211 頁以下。

ない。すなわち、任意的訴訟信託は、民訴法が訴訟代理人を原則として弁護士 に限り、また、信託法 11 条が訴訟行為を為さしめることを主たる目的とする 信託を禁止している趣旨に照らし、一般に無制限にこれを許容することはでき ないが、当該訴訟信託がこのような制限を回避、潜脱するおそれがなく、かつ、 これを認める合理的必要がある場合には許容するに妨げないと解すべきであ る。」として任意的訴訟担当の許容性一般についての判断枠組みを提示した上 で、事案との関係で、「民法上の組合において、組合規約に基づいて、業務執 行組合員に自己の名で組合財産を管理し、組合財産に関する訴訟を追行する権 限が授与されている場合には、単に訴訟追行権のみが授与されたものではなく、 実体上の管理権、対外的業務執行権とともに訴訟追行権が授与されているので あるから、業務執行組合員に対する組合員のこのような任意的訴訟信託は、弁 護士代理の原則を回避し、または信託法 11 条の制限を潜脱するものとはいえ ず、特段の事情のないかぎり、合理的必要を欠くものとはいえないのであつて、 民訴法 47 条による選定手続によらなくても、これを許容して妨げないと解す べきである。」と判示した(下線は、筆者による。また、民事訴訟法および信託法 の条文は、旧法による)。

最大判昭和 45 年は、任意的訴訟担当が許されるためには、本来の権利者から訴訟担当者への授権が必要であることを前提としつつ、その授権が単に訴訟追行権のみを対象とする場合には訴訟信託に該当することから、これを許容しないとする。その上で、個別的に明確な授権があった場合ではないものの、組合規約上、業務執行組合員に自己の名で組合財産を管理する権限を認め、その一環として組合財産についての訴訟追行権が与えられていることをもって任意的訴訟担当者としての授権を認めたものと解することができる。このことは任意的訴訟担当の予定する授権につき、単に訴訟追行権を授与することを目的とする場合は、許される任意的訴訟担当ではないとの趣旨と解することができる「9」。許容される任意的訴訟担当に必要な授権は、個別的・明示的でなくて

<sup>19)</sup> 福永・前掲注 14) 97 頁参照。

も組合規約による包括的な財産管理権や業務執行権の授権を伴うものであることが必要であり、単に訴訟行為を行わせることを「主たる目的」とする場合には、任意的訴訟担当として許容される授権としては認められないことを明らかにしたものと解することができる<sup>20)</sup>。

#### (3) 任意的訴訟担当に必要な授権を欠く訴訟信託

最大判昭和 45 年の論理によれば、訴訟信託の典型例である債権の取立てのために債権を信託的に譲渡した事案においては、もはや任意的訴訟担当として許容される授権があったと認めることはできないと解される。本来の権利主体からの授権は任意的訴訟担当における担当者の訴訟追行権(当事者適格)の基礎をなすが、訴訟行為を行うことを主たる目的とする訴訟信託では真正譲渡ではない信託的譲渡に過ぎず、任意的訴訟担当に必要な権利義務の主体の意思に基づく授権として認めることはできない。訴訟信託の場合、委託者から受託者に対する目的物の信託的譲渡は、任意的訴訟担当に必要な授権を欠くと解されるのである。訴訟行為を行うことを主たる目的とする訴訟信託は、他人のための財産管理制度である信託を利用しつつも、民事訴訟が他人のための訴訟追行として用意した制度や方法のいずれにも該当せず民事訴訟法の予定する規律と調和しない。

しかし、両者の実質に着目すれば、任意的訴訟担当と訴訟信託は、他人の権利を別の者が訴訟上行使することを許容するという点で共通する<sup>21)</sup>。この点について、かねてより桜田勝義教授は、任意的訴訟担当と訴訟信託について「法律上の性質そのものは明らかに相違する」としつつも、実質的な見地からみた両者の類似性を見出し、「任意的訴訟担当も訴訟信託も第三者が訴訟追行権を取得する経路において、一方が任意授権であり、他方が信託であるという

<sup>20)</sup> 高橋宏志『重点講義民事訴訟法(上)[第2版補訂版]』(有斐閣・2013年)299頁注47 は、「判旨は、規約の中に訴訟追行権の授権を『合理的に』読み取ったということになる。」と説く。

<sup>21)</sup> 小野・前掲注 15) 160 頁。

差異は別として、第三者が訴訟追行権を有するという地位そのものは、まさに類似のものというべきである」と指摘する<sup>22)</sup>。訴訟行為を行うことを主たる目的とする訴訟信託は、必要な授権を欠き任意的訴訟担当として許容されない場合であるにも関わらず、民事訴訟法の規律と調和しないまま、実質的にこれと同様の効果を取得しようとするものであるといえる。

#### 3 民事訴訟における判決効の根拠からの考察

#### (1) 訴訟信託における判決効の帰属主体

こうした訴訟信託と民事訴訟法の規律との乖離ないし不調和ともいうべき観点は、判決効に視点を向けるとさらに鮮明となる。

訴訟信託の場合、受託者は、当該債権を取り立てるために信託的譲渡を受ける者にすぎないものの、民事訴訟における当事者として訴訟追行を行うことから、確定判決の既判力の拘束を受ける主体として位置付けられる(民事訴訟法115条1項1号)。許容される任意的訴訟担当であれば、担当者が行った訴訟行為の判決効は、被担当者である本人に及ぶのに対し(同項2号)、(許される)訴訟信託の場合には、受託者たる者が権利者である原告(当事者)として訴訟追行する以上、後述のとおり委託者兼受益者である本人には判決効が及ばないのが原則であると解される<sup>23)</sup>。

## (2) 民事訴訟における判決効の正当化根拠

民事訴訟における判決効(既判力)の根拠をいかに解するかについて、私見は、紛争解決に向けた法的安定要求と当事者の自己責任原理に基づき自己の利

<sup>22)</sup> 桜田勝義「判例にあらわれた訴訟信託 (1)」判時 453 号・判例評論 No. 94・83 頁以下、特に 86 頁。 現に最大判昭和 45 年が判示内容において「訴訟信託」と表記していることは、こうした理解とは無関係ではないと思われる。

<sup>23)</sup> 堀野・前掲注9) 87 頁以下。なお、小野・前掲注15) 160 頁は、任意的訴訟担当と訴訟信託の実質的機能の類似性に着眼して、任意的訴訟担当が許容される状況では訴訟信託を許容するという考え方もあり得るとした上で、かかる場合、判決の効果も受益者に及ぶと考える状況も存在すると指摘する。

益主張と地位が与えられたという手続保障要求から導かれると解する<sup>24)</sup>。すなわち、争いのある法的紛争につき裁判所の判決の蒸し返しを防ぎ、紛争解決基準としての通用性を確保すべく法的安定要求が働く。また、当該判断基準としての判決効が当事者に不利に働くことの正当化根拠として手続保障要求が働き、手続保障に基づく自己責任原理が位置付けられるのである。本来、民事訴訟における当事者には、憲法 32 条の裁判を受ける権利から導かれるデュー・プロセスの要請のもと訴訟手続に参加し<sup>25)</sup>、自己の利益主張の地位と機会を与えられるという手続保障を付与される<sup>26)</sup>。

こうした法的安定要求と手続保障要求が相まって当事者に判決効を及ぼす正 当化根拠となると解される<sup>27)</sup>。このうち手続保障要求の根底には、自己の利 益を主張する地位と機会を付与されたことから導かれる自己決定権とそこから 導かれる自己責任原理が存在する。

<sup>24)</sup> 上田徹一郎『民事訴訟法 [第7版]』(法学書院・2011年) 482頁、伊藤眞『民事訴訟 法 [第6版]』(有斐閣・2018年) 535頁。

<sup>25)</sup> 憲法 32 条の裁判を受ける権利を日本国憲法の手続的デュー・プロセスの権利保障の全体構造の中に位置付け、非刑事裁判手続に関する手続的デュー・プロセスの総則規定とする立場として、松井茂記『裁判を受ける権利』(日本評論社・1993年)148 頁以下。伊藤 真教授は、既判力の根拠としての手続保障の理念を憲法上保障されている裁判を受ける権利の内容から導く(伊藤・前掲注 24)535 頁以下)。

<sup>26)</sup> 近代立憲主義における自己決定の原則とデュー・プロセスの思想につき佐藤幸治『憲法 [第3 版]』(青林書院・1995年) 296 頁。民事訴訟におけるデュー・プロセスと自己責任原理の構造につき新堂幸司『新民事訴訟法 [第6 版]』(弘文堂・2019年) 246 頁は、「近代立憲主義においては、国民は、選挙で選ばれたその代表者を通じて立法過程に参加するとともに、そこで作られた法のもとでの各自の権利義務関係の形成は各自の決定に任される(自己決定の原則)とともに、各自の権利義務関係については、自己が適正に代表されていない手続によって拘束的に決定されることは不公正であるとのデュー・プロセスの思想によって保護されている」とする。こうした理解は、判決効の正当化根拠としての手続保障要求に連なり、同 683 頁は、既判力を正当化する根拠を手続保障と自己責任に求める。実質的手続保障という概念を提唱し、当事者に十分な主張立証を展開することが現実に、実質的にみても可能となるような環境整備の重要性を説く立場として、山本和彦「手続保障再考―実質的手続保障と迅速訴訟手続―」井上治典先生追悼論文集『民事紛争と手続理論の現在』(法律文化社・2008年) 146 頁以下。

#### (3) 訴訟信託における受託者である訴訟上の当事者と手続保障

先の訴訟信託(債権の信託的譲渡)の場面では、債権の譲渡人が譲受人に対して当該債権を信託的に譲渡し、受託者たる譲受人が債権回収(取立て)のため自らが原告となり、債務者を被告として訴訟を提起する。債権の譲渡人=委託者兼受益者、債権の譲受人=受託者=原告、債務者=被告という構造が典型的な訴訟信託の場面ということになる。この場合、債権の譲受人=受託者=原告の受けた判決の効力は、債権の譲渡人=委託者兼受益者には及ばない<sup>28)</sup>。なぜなら、債権の譲渡人=委託者兼受益者は、民事訴訟における当事者ではないし(民事訴訟法115条1項1号)、任意的訴訟担当の場合(同項2号)のように判決効が拡張される場合ともいえないからである<sup>29)</sup>。

ところで、訴訟信託の受託者は、真正に訴訟物について移転を受けるなどした当該訴訟物についての本来の帰属主体ではなく、信託的譲渡を受けた受託者にすぎない。信託の受託者は、信認義務を負い、その中核にある忠実義務(信託法30条)は、受益者の利益を犠牲にして自己利益を追求することを認めない義務であり、受託者は、もともと自己利益を追求する地位にあるわけではない。先の訴訟信託(債権の信託的譲渡)の例でいえば、受託者である債権の譲受人は原告でありながら受託者として忠実義務を負担し、他者(委託者兼受益

<sup>27)</sup> 制度的効力 (法的安定要求) と手続保障により二元的に捉える見解として、伊藤・前 掲注 24) 536 頁、上田・前掲注 24) 482 頁以下。上田徹一郎教授は、手続保障要求の位置 付けにつき、「法的安定要求との緊張関係の中で、審判対象につき、自己責任を問いうる だけの攻撃防御を展開する訴訟上の地位の保障が実現されたか、を問題とする評価基準で ある」と位置付ける(上田徹一郎「判決効と当事者平等原則」『当事者平等原則の展開』 (有斐閣・1997 年) 200 頁以下、特に 203 頁)。私見もこの立場に賛成する。なお、制度的 効力と手続保障の二元論は、詳しく見れば、並列させた二元論ではなく、手続保障・自己 責任の方は既判力の正当化根拠として位置付けているとの指摘につき、高橋・前掲注 20) 590 頁。

<sup>28)</sup> 堀野・前掲注 9) 96 頁。

<sup>29)</sup> 小野・前掲注 15) 160 頁は、「受託者が信託財産の名義及び管理権を有し、受益者は受託者に対して債権(給付請求権)及び信託財産に対する物的権利を有するにすぎないので、一般に、受託者と受益者の間に、既判力の拡張が認められる訴訟担当の関係を認めるのは困難と言えよう」と指摘する。

者)の利益を優先すべき状況に置かれた存在となり、自己の利益主張を全うし うる立場でないが、自己が判決効を受けるという立場に立つことになる。

本来、訴訟行為を主たる目的とした訴訟信託の場合には、当該訴訟物における実質的権利主体は、委託者兼受益者にある以上、受託者である訴訟当事者の背後には、自己とは別の実質的な利益の帰属主体が存在することとなる。訴訟行為を行うことを主たる目的とする訴訟信託の受託者には、形式的に手続保障が付与されているとしても、実質的にみれば、委託者兼受益者の利益を実現するために訴訟追行をし、本来の自己利益のみを追及し得る立場にない。こうした場合、民事訴訟法は、訴訟担当の一場面と捉え、紛争解決基準としての法的安定要求と手続保障要求の観点から、被担当者に担当者による代替的手続保障が及び、権利関係の帰属主体である被担当者に対して実質的な手続保障が与えられているとして、被担当者に対して判決の効力を拡張するという手続構造を採用している(民事訴訟法115条1項2号)300。ところが、訴訟行為を主たる目的とした訴訟信託においては、被担当者たる受託者が訴訟上の当事者として、この者にのみ判決効が及び、背後の委託者兼受益者には判決効が及ばないこととなる310。このことを判決効を受ける受託者からみれば、訴訟行為を主たる目的とする訴訟信託は、信託であり、元来、他人のための財産管理制度として

<sup>30)</sup> 代替的手続保障につき、伊藤・前掲注 24) 562 頁。

<sup>31)</sup> なお、本稿では、受託者たる訴訟当事者の背後に委託者兼受益者もしくは、受益者たる第三者が存在する場面を念頭においている。仮に訴訟信託における受託者 = 受益者であれば、そのような信託は、受託者が全面的に受益者となる信託の場合であることになる。かかる信託の設定は、受託者が単独受益者となり、「信託において最も重要な関係である受託者と受益者との間の信認関係ないし監督関係を観念することができず、受託者が他人のために信託財産を管理・処分するという信託の構造が認められないため、このような信託を長期間保存させておく意義に乏しいと考えられる」(寺本昌広『逐条解説新しい信託法』(商事法務・2007年)360 頁以下)として、1 年間のみ許容されており、これを超える状態が生じた場合は、信託の終了事由とされている(信託法 163 条 2 号)。なお、新井誠教授は、信託の本質が他人のための財産管理行為であることを重視し、信託法 163 条 2 号は、あくまでも受託者が後発的に単独受益者となった場合を規律するものであって、受託者 = 当初単独受益者を容認するものでないとする(新井誠『信託法〔第 4 版〕』(有斐閣・2014年)145 頁、147 頁、389 頁)。

受託者は受益者のために利益を追求すべき立場にあり、判決効の名宛人である 当事者としての正当な利益を欠き、実質的な手続保障を欠くといわざるを得な いのである<sup>32)</sup>。ある法的利益の主体が正当な当事者とされるのは、かかる主 体に自己決定権を前提にした手続保障要求に基づく地位と機会が保障されたこ とによる自己責任原理が根底にあることが要求される。訴訟信託の受託者は、 自己決定権を前提とする実質的手続保障を欠き、民事訴訟法が本来予定してい る判決効の帰属をめぐる原理とは異なる様相を呈し、民事訴訟法の判決効をめ ぐる基本的構造と調和しないと評価できる<sup>33)</sup>。

#### 4 民事訴訟における当事者適格論からの考察

#### (1) 民事訴訟における当事者適格

民事訴訟法における当事者適格について、任意的訴訟担当の許容性を判断した最大判昭和 45 年は、「訴訟における当事者適格は、特定の訴訟物について、何人をしてその名において訴訟を追行させ、また何人に対し本案の判決をすることが必要かつ有意義であるかの観点から決せられるべきものである。したが

<sup>32)</sup> 福永有利教授は、「法的利益の主体が原則として正当な当事者とされるのは、かかる主体が、訴訟の結果につき切実な利害と関心をもち、それゆえに、当事者として攻撃防御を展開することを保障されるべきであり、またそうすることによって自己責任としての判決結果を受容させることができ、紛争の解決を図ることができるからである。」と指摘する(中野貞一郎=松浦馨ほか『新民事訴訟法講義〔有斐閣大学双書〕〔第3版〕』(有斐閣・2008年)172頁〔福永有利〕)。

<sup>33)</sup> 訴訟当事者が既判力を不利に受けることを正当化する根拠が当事者の地位につくことによって手続上対等に手続保障を付与されたことの自己責任原理に求められることにつき、新堂・前掲注 26) 687 頁。また訴訟信託における受託者の判決効につき、こうした状況を回避すべく、小野・前掲注 15) 160 頁は、任意的訴訟担当が許容される状況では訴訟信託を許容するという考え方もあり得るとした上で、かかる場合、判決の効果は受益者にも及ぶと考えるべき状況も存在することも考えられるとする(注 23) 参照)。さらに、堀野・前掲注 9) 95 頁は、「信託の形式を採る以上は、受託者はかたちのうえでは権利者として登場するのであるから、その受けた判決の効力が受益者に及ぶことはないのが原則である。」とした上で、真正譲渡ではない点に着目し、かかる場合には、受託者が受けた判決の効力が受益者に及ぶことが肯定されうるとする議論は検討に値するとする。

つて、これを財産権上の請求における原告についていうならば、訴訟物である権利または法律関係について管理処分権を有する権利主体が当事者適格を有するのを原則とするのである。」として原則論を示している。給付訴訟における当事者適格について検討すると、今日の通説的見解は、訴訟物である権利関係の主体であると主張し、または主張される者に当事者適格が認められると解している<sup>34)</sup>。その立場によれば、訴訟信託における受託者は、たとえ禁止される訴訟信託に該当する場合であっても、自らが権利者であると主張すれば原告適格が認められ、当事者適格が肯定されることとなろう<sup>35)</sup>。現に従来の裁判例は訴訟信託禁止に該当し、信託法 10 条に違反すると認定した場合には、当事者適格が存在することを前提に訴え却下の訴訟判決をするのではなく、強行法規違反として当該信託的譲渡を無効<sup>36)</sup>として請求棄却の本案判決を行ってきた<sup>37)</sup>。

<sup>34)</sup> 徳田和幸「給付訴訟における当事者適格の機能について」福永有利先生古稀記念『企業紛争と民事手続法理論』(商事法務・2005年)105頁以下は、給付訴訟における当事者適格は原告の給付請求権の主張があればそれだけで具備していると認められるとする見解が通説となっているようであると指摘する。

<sup>35)</sup> 堀野・前掲注 9) 88 頁。

<sup>36)</sup> この場合の無効の意義につき、道垣内弘人教授は、ここにいう無効は、場合によっては、信託目的の達成不能による信託の終了(信託法 163 条 1 号)、信託自体の民法 90 条違反による無効を来すこともあり得るものの、信託自体を当然に無効とするものではなく、特定の財産についてのみ、それに関する信託の設定が民法 90 条に違反するとして無効となることもあると指摘する(道垣内・前掲注 12)51 頁)。また秋山朋治「訴訟信託と判定された信託の帰趨」みずほ信託銀行=堀総合法律事務所編『詳解信託判例』(金融財政事情研究会・2014 年)98 頁以下は、実務的に「信託財産が集合債権であったり、テナントが多数入居する不動産である場合」を問題とし、信託が可分であることを前提として、訴訟信託に該当する部分を無効とする。可分・不可分は具体的事案によって異なるであろうが、基本的な考え方として賛成する。

<sup>37)</sup> こうした状況の下でも、不動産の買主から売主に対する所有権移転登記手続請求訴訟の被告適格に関して、他人名義の不動産を売却した者は、買主に対して所有権移転登記をする実体法上の義務はあるが、登記上の所有名義人となっていない以上、手続上、登記義務者となりえないことを理由に当事者適格を欠くとして訴えを却下した裁判例として、大阪地判昭和 36 年 4 月 6 日判例時報 269 号 25 頁がある。

#### (2) 正当な当事者性の欠如と当事者適格の機能

こうした扱いは、従来からの民事訴訟法における通説的立場からの当事者適 格の捉え方と整合する 38)。しかし、もともと当事者適格は、特定の請求につ いて何人を当事者として本案判決をするのが有効かつ適切であるかを吟味する 訴訟要件である<sup>39)</sup>。このことは、当事者適格が、当事者となった者のうち、 その者に対し本案判決をするのが紛争解決にとって必要かつ有効適切である者 を選別する基準としての役割を期待されていることを意味する40。禁止され る訴訟信託における受託者は、本来他人のための財産管理制度である信託を訴 訟信託に利用した者であるにもかかわらず、民事訴訟における当事者として訴 訟追行する者であるが、自己決定原理を根底に置く自己責任に基づく手続保障 要求を実質的に充足せず、もはや判決効の名宛人としての正当な当事者性を欠 くものと評価し得る<sup>41)</sup>。禁止される訴訟信託における受託者に該当する者が、 訴訟上、自らを正当な当事者であると主張するからといって、当事者適格を認 めることは、訴訟要件として紛争解決にとって必要かつ有効適切な者を選別す るという機能を果たし得ず、合理的とはいえないと解される<sup>42)</sup>。よって、禁 止される訴訟信託に該当し、もはや受託者たる者が当該訴訟における正当な当 事者性を欠く場合には、当事者適格を欠くとして訴え却下の訴訟判決を下すこ とも肯定すべきであると解する <sup>43)</sup>。

この様に解することに対しては、訴訟要件の問題と本案の問題を混同するものであるとの批判が考えられる。もちろん当事者適格自体は、訴訟要件の問題であり、概念として本案とは別個のものである。しかし、当事者適格は訴訟物の関係で紛争解決の実効性の有無を吟味するという機能を担う。そこで、こうした当事者適格の機能に照らして、現実の裁判手続においては、禁止される訴訟信託に該当すると主張する被告側が訴え提起の段階でこれに気づけば、本案

<sup>38)</sup> 徳田・前掲注 34) 105 頁参照。

<sup>39)</sup> 中野ほか編・前掲注 32) 170 頁以下〔福永有利〕。

<sup>40)</sup> 中野ほか編・前掲注 32) 171 頁〔福永有利〕。

<sup>41)</sup> 新堂・前掲注 26) 46 頁、246 頁、687 頁など。

前の答弁として当事者適格の欠缺を主張し、原告の訴え却下を求める余地も認められるべきであると考えられる。むしろ、こうした取扱いが民事訴訟法の手続構造と調和しない訴訟信託の扱いとして合理的であると解されるのである<sup>44)</sup>。

<sup>42)</sup> 徳田和幸教授は、当事者適格は、一般には、訴訟物たる権利関係について法律上の利 害(法的利益)が対立している者に認められ、給付訴訟においては、自己の給付請求権を 主張するものが正当な原告であり、その義務者と主張されるものが正当な被告であるのが 原則であるとしつつも、「その主張された権利関係において請求権者または義務者たりえ ない者であっても当事者適格を有すると解するのであれば、給付訴訟においては、いわゆ る第三者の訴訟担当や固有必要的共同訴訟の局面は別として、一般的には当事者適格を訴 訟要件として問題とする意味はないのではないか、と思われる。」と指摘する(徳田・前 掲注 34) 105 頁)。私見も同様の問題意識に立脚し、禁止される訴訟信託における受託者 に該当するものは、もはや正当な当事者足りえない以上、当事者適格の機能に照らしてこ うした状況を訴訟上も反映すべきと解するものである。なお、こうした考えに対して、実 体適格と訴訟上の当事者適格との混同という観点から否定的な立場として、中野貞一郎 「当事者適格の決まり方」『民事訴訟法の論点 I 』(判例タイムズ社・1994 年) 104 頁以下。 ここでは、実際上の取扱いとしても、主張された権利関係において権利者・義務者たりえ ない者に該当するか否かの判断が必ずしも単純・明確ではないとの点が指摘されている。 しかし、訴訟信託禁止に該当するか否かが本案前の答弁によって争点化した場面では、禁 止される訴訟信託該当性の有無の問題は、給付請求権の存否の判断に比して、審理すべき 対象も明確であるといえるし、さらに本案前の答弁として禁止される訴訟信託に該当する か否かに争点が絞られた上での審理であれば、当該判断は比較的単純・明確であり、これ に反する事態は生じないこととなろう。私見は、かかる場合において当事者適格を欠き訴 え却下とする余地を認めるべきとするものである。

<sup>43)</sup> 堀野・前掲注 9) 89 頁は、訴訟信託は訴訟を主たる目的としたものであるからこそ禁止される点に照らせば、違反の場合には、訴訟手続の利用を封じれば足り、それゆえ実体法上の効果までは否定することなく、原告適格の問題として訴えを却下するのみの処理で十分である可能性を示唆するが、禁止される訴訟信託である場合と当事者適格の関係につき、貴重な指摘として賛成する。なお、既に指摘したように従前は、訴訟信託の問題は、実体法の効力にかかわる訴訟信託の禁止の問題と訴訟追行権ないし当事者適格をいかなる範囲で認めるかという訴訟手続上の効力の問題とは次元を異にする問題であると解されてきた(日本弁護士連合会・前掲注 15) 4 頁)。

#### 5 小括

以上の考察のとおり、訴訟行為を主たる目的とする訴訟信託は、民事訴訟法 の当事者適格論や判決効の正当化根拠といった民事訴訟法上の諸原理を前提と する手続構造と調和しないと指摘することができる。

#### 第10 訴訟信託の現在位置

#### 1 はじめに

訴訟信託禁止の制度趣旨は、信託の本質および民事訴訟における当事者適格、 判決効の正当化根拠と調和しない点にあると理解されるべきであるが、さらに、 訴訟信託の今日的意義を適切に把握するためには、訴訟信託をめぐる周辺の状 況を踏まえ、これと整合的に位置付けることが必要となる。かような視点から 考察の対象とすべきは、前述の訴訟信託と民事訴訟法における任意的訴訟担当 との交錯であり、今一つは、現行信託法が許容したセキュリティ・トラストと の整合性という観点である。

なお、ここで考察の対象となる訴訟信託の場面を確認する。前述のとおり、一般に訴訟信託の例として、取立委任を目的とする債権譲渡の事例が挙げられる。具体的には、相当の対価を伴って債権譲渡が行われる真正譲渡の場面ではなく、本来の債権者を委託者兼受益者として債権の取立て(債権回収)という

<sup>44)</sup> 当事者適格一般の判断基準として、従来の管理処分権を基準とする立場に反省を迫り、福永有利教授は、「訴訟の結果に係る重要な利益を有する者」が正当な当事者であるとして統一的な基準の定立を提唱される。これは、訴訟の結果に係る利益のうち、独立の訴訟を認めて保護すべき程度の重要な利益を意味し、最終的には、どの程度の実体的利益を独立の訴訟をもってしても保護すべきかという政策的判断によって決定されるべき問題であると説く(福永・前掲注 14)149 頁)。かかる観点からは、禁止される訴訟信託における受託者に該当する者は、もはや訴訟の結果に係る重要な利益を有する者とは評価できず、したがって、正当な当事者に該当せず当事者適格が否定されると解する余地も生じると考える。なお、中野・前掲注 42)101 頁は、「訴訟の結果に係る重要な利益」の判定について、類型化による明確な基準を示す必要性を指摘し、さらなる精緻化を期待しつつ基本的にこれに従うとする。

事務を実行し、信託的譲渡(不真正譲渡)によって形式的な譲受人(受託者)を原告として当該債権の債務者に対して訴えを提起し、債権を回収しようとするという場合である 45)。これを信託の場面としてみると債権譲渡人は、委託者兼受益者であり、債権譲受人は受託者となる。

以下では、訴訟信託の典型的場面である受託者が原告となって訴訟追行する 場合を念頭に置いて考察を加えることとする。

#### 2 任意的訴訟担当の許容性との関係

任意的訴訟担当の許容性を示した最大判昭和 45 年は、任意的訴訟担当は一般に無制限に許容することはできないとした上で、「信託禁止の趣旨を潜脱するおそれがない」か「任意的訴訟担当を認める合理的必要性」があればこれを許容するとして、「訴訟信託禁止の潜脱禁止」と「合理的必要性」を挙げて、比較的緩やかな基準でこれを許容している。よって、現行信託法において禁止される訴訟信託の範囲を考察するに際しては、実質的に同様の効果を得られる任意的訴訟担当が一定の要件の下で、比較的に緩やかに許容される状況にあることを踏まえるべきであると解する 460。よって、訴訟信託は、一律に厳格に禁止する方向ではなく、不当な訴訟信託に限って禁止されると解すべきである 471。

<sup>45)</sup> 具体例として、新井誠教授の設例は、「本来の債権者が何らかの理由に基づいて自らその債権の取立てをおこなわずに、第三者に対して当該債権の取立てを依頼してその譲渡をおこなう。そして、債権を譲り受けた第三者が債権取立てのため直ちに債務者に対して訴訟を提起するわけである。ここで、第三者は法形式上こそ債権の譲受人(債権に関する完全権の保有者)であるが、実質的には、当該債権から直接に経済的利益を受けるために譲受人となったわけではなく、本来の債権者のために債権取立て(債権回収)という事務を実行するために債権を譲り受けているに過ぎない(取立てによって得られた経済的利益は本来の債権者へと交付されるべきことになっている)。したがって、こうした取立目的のための債権譲渡の法的性格は信託(的)行為であるといえ、第三者=債権譲受人は信託法上の受託者としての地位にあるということができるのである。」というものである(新井・前掲注31)179頁)。堀野・前掲注9)87頁以下は、訴訟信託に該当するかが問われる事案において最も重要な視点となるのは、権利義務関係の計算が誰についてなされるものであるかという点であると指摘する。

## 3 信託法上の担保権信託(セキュリティ・トラスト)との関係

さらに、訴訟信託の禁止との関係で現行信託法において考察の対象としなければならないのは、現行信託法が担保権信託(セキュリティ・トラスト)を採用した点である。担保権信託(セキュリティ・トラスト)とは、担保権の管理を目的とした信託であり、被担保債権と切り離した担保権のみの信託をいう。典型的には、債務者を委託者、担保権者を受託者、債権者を受益者として担保権を設定する信託を意味する<sup>48)</sup>。従来、我が国においては、担保権者と債権者は一致すべきであるとする建前から、担保権者と債権者の分離を招来するセキュリティ・トラストの有効性が問題とされていたが<sup>49)</sup>、現行信託法は、担保権を被担保債権から切り離して信託財産とするセキュリティ・トラストを容認した。

すなわち、信託法3条1号、2号は、信託契約や遺言によって信託を設定する際には、担保権が信託の対象となることを認め、同55条は、受託者による担保権の実行に関する規律を設ける。「担保権が信託財産である信託」としてセキュリティ・トラストを前提として、担保権者である受託者は、担保権の実行に関して、信託事務として当該担保権の実行の申立てをし、売却代金の配当または弁済金の交付を受けることができるとしている。セキュリティ・トラス

<sup>46)</sup> この点について、小野・前掲注 15) 156 頁は、先の事務局見解について、任意的訴訟 担当が許容される状況において、被担当者の権利を担当者に信託譲渡し、譲受人が受託者 として、受益者たる譲渡人のため訴訟を遂行するとしても、実質は変わらず、その意味で は訴訟信託も許容されるべき状況ということができる旨指摘し、これを許容しないとすれ ば矛盾を来す状況となるとする。

<sup>47)</sup> 道垣内弘人教授は、こうした視点から「一定の範囲では任意的訴訟担当も認められており、この禁止規定をあまり広汎に適用することは妥当でない」とし、「主たる目的」の解釈の重要性を指摘した上で「他人の紛争への不当な介入(弁護士代理の原則の趣旨に反する場合を含むが、それに限らず、非弁活動一般も含まれうる)となる場合に限って、禁止される訴訟信託に該当すると解すべきである」とする(道垣内・前掲注 12)50 頁)。本書もかかる理解に賛成するものである。

<sup>48)</sup> 新井・前掲注 31) 152 頁。

<sup>49)</sup> 井上聡編著『新しい信託 30講』(弘文堂・2007年) 156 頁以下。

トは、信託によって、債権者ではない受託者が債権者のために担保権者となることを意味する。当該担保権について、担保権者である受託者(セキュリティ・トラスティ)が信託財産である当該担保権の管理に係る信託事務処理の遂行においては、担保権の実行としての強制競売(民事執行法 180条 1号)や抵当権に基づく妨害排除請求権を訴えをもって請求すること 50)を含むと解される 51)。信託法 10条にいう「訴訟行為」には、破産の申立てや強制執行も含むと解されている 52)。そのため、同条の「訴訟行為」には解釈上担保権の実行も含むと解される。

信託法が導入したセキュリティ・トラストの実行の段階では、担保権の実行という訴訟行為を包含していると解されている。この点で、セキュリティ・トラストには、担保権の実行まで視野に入れれば訴訟信託という側面が存在するとも評価し得る。したがって、この点においてセキュリティ・トラストの導入は、現行信託法における訴訟信託の禁止の在り方に再考を迫る契機とも評価し得る。

こうした担保権の実行を受託者の主たる任務としてセキュリティ・トラストを設定する場合には、訴訟信託の禁止における「主たる目的」の解釈如何によっては、訴訟信託禁止に抵触する余地が生じかねない。しかし、こうした解釈は現行信託法が採用したセキュリティ・トラストの利用を妨げるという事態を招来する <sup>53)</sup>。そこで、セキュリティ・トラストと訴訟信託の禁止との関係に関し、立法段階では、訴訟行為を行わせることを主たる目的とするような信託であっても、正当な理由があるものについては、同条における「主たる目的」の解釈、脱法行為性、反公序良俗性に鑑みた個別判断により、同条の適用

<sup>50)</sup> 最大判平成 11 年 11 月 24 日民集 53 巻 8 号 1899 頁。

<sup>51)</sup> 堀口司也「訴訟信託の禁止」新井誠編『キーワードで読む信託法』(有斐閣・2007年) 42 頁。

<sup>52)</sup> 最判昭和 36 年 3 月 14 日民集 15 巻 3 号 444 頁。井上編著·前掲注 49) 160 頁。

<sup>53)</sup> 井上編著・前掲注 49) 9 頁以下は、このような場面に限らず、訴訟信託の禁止を厳格 に徹底すると、信託を利用した場合の不良債権の流動化を行う場面、信託を利用して企業 再生ファンドを組成する場面など、信託財産の相当部分が債務不履行間際の債権であるよ うな信託取引についても委縮的効果が生じてしまうと指摘する。

を排除することができるとの見解が示されていた 54)。

セキュリティ・トラストを容認し、その有効性を正面から認めている現行信託法のもとでは、信託法 10条の訴訟信託の禁止の適用範囲も整合的に解釈すべきであると解する 55)。

#### 4 訴訟信託の現在位置

任意的訴訟担当が一定の範囲で許容され、さらには、セキュリティ・トラストが導入されるという訴訟信託をめぐる周辺環境の変化は、今一度、訴訟信託の在り方自体を再考すべき時期にあることを示唆すると理解すべきであろう。かかる観点からみれば、禁止される訴訟信託の範囲は限定的に解釈されるべきであり、不当性を有する訴訟信託に限ると解すべきである。ここにいう不当性とは、他人のための財産管理制度としての信託の本質および民事訴訟法における手続構造との調和という観点の双方から考察されるべきであり、信託法10条が規定する「主たる目的」は、この不当性の重要な要素として位置付けられる56)。

## 第11 信託法10条の「主たる目的」と不当性要件

## 1 信託法 10条の「主たる目的」

次に訴訟行為を「主たる目的」とする信託であるか否かをいかなる基準で判 断するかについて考察する。

この点について、立案担当者は「信託行為の時を基準として、当該信託がされた経緯、信託行為の条項、受託者の職業、委託者と受託者との関係、対価の有無、受託者が訴訟を提起するまでの時間的な隔たり等、諸般の事情を総合的に考慮して判断されることになる。」と説明する57)。こうした諸要素は、当該

<sup>54)</sup> 別冊 NBL 編集部編『信託法改正要綱試案と解説』別冊 NBL104 号(2005 年)77 頁。

<sup>55)</sup> 井上編著・前掲注49) 160頁、小野・前掲注15) 153頁以下、堀野・前掲注9) 82頁。

<sup>56)</sup> 道垣内・前掲注12)50頁は、「主たる目的」であるか否かの重要性を指摘する。

<sup>57)</sup> 寺本・前掲注 31) 54 頁。四宮和夫『信託法〔新版〕』(有斐閣・1989 年) 143 頁参照。

訴訟信託が訴訟行為をさせることを「主たる目的」とするかの判断に収斂するが、「主たる目的」か否かは評価を不可欠とする規範的な概念であって、具体的には、上記に例示的に列挙された事由の他に何を考慮事由とすべきかも含めて個々の事案における事情を踏まえた事実認定として顕在化する問題であるといえる 58)。例えば、信託の主たる目的が信託財産の管理または処分にある場合、その信託財産を処理する上で付随的に訴訟行為をするにすぎないときは、訴訟信託の禁止に抵触しないと解される 59)。このように当該信託財産の管理・処分上、付随的に訴訟行為を行うことは、むしろ信託受託者に課される善管注意義務(信託法 29 条 2 項)の履行のため必要な行為として信託事務処理の一環として位置付けることができる 60)。

しかし、「主たる目的」とは、文理上、あくまでも「主観」を中心に依拠せざるを得ないという限界があり、訴訟信託を行った動機・目的といった主観的要件をその射程とすると解するのが自然であり、かつ合理的であると考える <sup>61)</sup>。

#### 2 不当性の要件

前述のとおり、今日、機能的にみて実質的に訴訟信託と同様の効果を導く任 意的訴訟担当が一定の判断枠組みの下で許容されたこと、担保権の実行を視野 に入れたセキュリティ・トラストが導入されたことから、訴訟信託は信託の本

<sup>58)</sup> 堀野・前掲注 9) 86 頁以下は、こうした各要素が総合的に評価されるものであり事案 ごとに訴訟信託の該当性の判断がなされることは避けられないと指摘した上で、裁判例から察するに、訴訟信託に該当するかの判断において、最も重要な要素は、譲渡の対価の有無であることが推察されると指摘する。その上で、裁判例において経済的効果が誰に帰属するかという視点が決め手となっており、裁判例において訴訟信託に該当するかが問題となった事例は、その多くが、譲渡が真正譲渡か信託的譲渡かの判断が重要であった例であり、第一義的に譲渡がそのいずれに該当するかどうかという視点により判断がなされているとする。

<sup>59)</sup> 田中實『信託法入門』(有斐閣·1992年) 68 頁。

<sup>60)</sup> 堀口・前掲注 51) 41 頁。

<sup>61)</sup> 私見によれば、「主たる目的」(信託法 10条) は、不当性判断の重要な要素であるが、 不当性判断は、より広く、これに尽きるものではない。

質に照らして不当な場合に限って禁止されると解すべきである。現行信託法 10条の「主たる目的」という法文の文言からは、主に主観的意図を中心に充足・非充足が決せられるべきであると解される。既に考察したとおり、訴訟信託の現在位置に照らせば、信託法 10条は、「主たる目的」の解釈に加えて、一般的要件として不当性を加えて理解すべきであり、信託法 10条は、不当性を有する訴訟信託に限り禁止する規定であると解すべきである 62)。

「主たる目的」の解釈に当該訴訟行為がなされた動機・目的といった主観的要素が反映するのに対して、この不当性の要件は、訴訟行為を利用して受託者ないし受益者が不当な利益を得る場合であるか否かについて、当該事案における個別的事情を総合考慮して信託の本質および民事訴訟法との調和の観点から考慮すべき規範的要件であると捉えるべきである。また、当該訴訟行為が不当性を有することの主張・立証責任に関しては、民事訴訟における主張・立証責任の分配に関する一般原則に従い、訴訟信託の禁止を抗弁として主張する側が当該訴訟信託が不当性を有することの主張・立証を行うべきであると考える。

## 3 但書としての「正当事由」と不当性要件の相違

現行信託法の立法過程において、訴訟信託の禁止規定に但書として、正当事由がある場合は訴訟信託の禁止に該当しない旨を定めることが適当か否かが議論された<sup>63)</sup>。

<sup>62)</sup> このような解釈は、すでに破産法上の否認権に関する諸規定が規定する詐害行為否認、無償行為否認あるいは偏頗行為否認といった個別の行為類型に求められる要件のほか、これらの類型を通じた理論上の一般的要件として、行為の有害性や不当性の要件が要求されていることに照らして、解釈上も可能であり、かつ妥当なものであると考える(伊藤眞『破産法・民事再生法〔第4版〕』(有斐閣・2018年)547 頁以下参照)。

<sup>63)</sup> 日本弁護士連合会・前掲注 15) は、正当事由による例外を許容することの合理性の欠如として、何が正当事由に該当するかという類型化の分析がいまだ十分に行われているとは言い難いこと、このような現状において正当理由による例外規定を設けると、何らかの正当性さえあれば訴訟を行わせることを主たる目的としてする信託も認められるという誤解を招く恐れがあることを指摘し、正当事由による例外を設けることには合理性が認められないとする。

そこで、本稿のように不当性の要件を加味して禁止される訴訟信託の範囲を 限定すべきであるとする立場と、「正当な事由ある場合には禁止される訴訟信 託に該当しない」旨を但書に設ける場合との相違を認識する必要があるといえ る。この点は、主張・立証責任の分配の違いに帰着するといえよう。

一般にある法条における本文と但書の主張・立証責任については、主張・立証責任が、訴訟上、いずれの当事者に帰属するかは、その要件事実の存在が認められたならば発生するであろう法律効果との関係で論理的、客観的に定まるとする法律要件分類説に従うことが妥当であると解する <sup>64)</sup>。この点、本文と但書の関係について、但書は一般に本文の権利根拠規定に対する権利障害規定として位置付けられる <sup>65)</sup>。よって権利根拠規定は自らが権利者であると主張する者が、権利障害規定と権利消滅規定については義務者とされた者が、それぞれ自己に有利な規定として主張・立証責任を負うと解される <sup>66)</sup>。かかる見解によれば、訴訟信託禁止の規定における信託法 10条の「主たる目的が訴訟行為をなすことにあり、訴訟信託の禁止規定に該当すること」は、これを主張する相手方が抗弁として主張・立証責任を負担するものであるが、但書の「正当な事由がある場合はこの限りでない」旨を設ける場合は、本文の訴訟信託禁止に該当する場合の例外事由として、正当事由の存在を主張することによって有利となる側、すなわち、訴訟信託の受託者の側が主張・立証責任を負うことになると解すべきである。かかる訴訟信託の禁止をめぐる主張・立証の構造は、

<sup>64)</sup> 司法研修所編『増補 民事訴訟における要件事実 第一巻』(法曹界・1986年)5頁。より厳密には、通説の考え方を確立したレオ・ローゼンベルク教授の見解が規範説と呼ばれることにつき、高橋・前掲注20)539頁。また、法律要件分類説とは、基本的に実体法規における構成要件(法律要件)の定め方や条文の構造に従って主張・立証責任の分配を考える立場であるが、現在の実務が採用する修正された法律要件分類説につき、伊藤・前掲注24)380頁。条文の形式だけで定めようとした初期の法律要件分類説(あるいは規範説)とは異なり、ある法律効果の発生要件が何かという問題は立証責任の公平な分配という実体法規の解釈によって決められるべきであるとする立場を「修正された法律要件分類説」と呼ぶことがあることにつき、村田渉ほか編著『要件事実論30講[第4版]』(弘文堂・2018年)13頁。

<sup>65)</sup> 高橋・前掲注 20) 540 頁。

<sup>66)</sup> 高橋・前掲注 20) 540 頁。

訴訟信託が原則として禁止されるとする解釈論と親和的である。もっとも、すでに考察したとおり、実質的に効果において共通性を有する任意的訴訟担当が民事訴訟法上一定の範囲で許容性が認められていること、現行信託法がセキュリティ・トラストを採用したこととの整合性を確保して、訴訟信託禁止の在り方につき信託の本質に照らして不当性を有する訴訟信託のみを禁止するべきと解する本稿の立場からは、むしろ禁止されるべき訴訟信託である旨を主張する側が不当性の主張・立証責任を負担すると解することが禁止される訴訟信託の範囲を限定するという不当性要件の機能に照らして合理的であり、かつ、当事者間の公平に合致すると解されるのである。この様に、「正当な事由」に関する但書を設けるべきか否かという現行信託法の立証過程における議論と不当性要件は、主張・立証責任の分配という観点から、その機能と位置付けを異にするものといえるのである。

#### 第12 裁判例にみる不当性判断

#### 1 考察の視点

以上の考察から、訴訟信託禁止の制度趣旨を信託の本質および民事訴訟法の 双方の観点から捉えた上で、任意的訴訟担当が一定の範囲で許容され、セキュ リティ・トラストを導入した現行信託法の下では、不当性を有すると認められ る訴訟信託に限って禁止されるべきであり、ある訴訟信託が禁止されると主張 する側がこうした不当性の主張・立証責任を負うと解すべきである。

## 2 事案における事情を考慮した裁判例――不当性を欠く場合

訴訟信託をめぐる裁判例は多数に上るが、そのうち禁止される訴訟信託に該当する余地があるものの当該事案をめぐる事情から不当性を欠くとして禁止される訴訟信託に該当しないと判断したと評価しうる裁判例が存在する。そこで、以下では従来の訴訟信託禁止をめぐる主な裁判例がいかに不当性を考慮しているかを考察する。

#### (1) 広島高判昭和 28 年 10 月 26 日高民集 6 巻 12 号 778 頁

#### ① 事案

労働組合であるX組合は、X組合の組合員がYに対してロックアウト期間中の賃金等の支払請求権を有しており、X組合の各組合員より当該請求権に係る訴訟を追行する権限を付与されたとして、Yに対し、同請求権を被保全権利とする仮処分を申請した。X組合が当事者適格を有するか否かが争点となった。

#### ② 判旨

広島高裁は、以下のとおり、X組合の当事者適格を認めた(下線は筆者による。条数は当時)。

「およそ、労働組合はその組合員の固有の権利例えば、使用者に対する賃 金請求権につき管理処分権を有しないのであるから、組合員に代つて自から 当然にその組合員の権利につき訴訟を追行する権能を有しないことは明らか であるが、その組合員各自がその個有の権利につき訴訟をなす権能を労働組 合に対し付与した場合は、労働組合は組合員に代つて自己の名において右権 利を履行すべきことを使用者に対し請求する訴訟を遂行することができ、従 つてまた右の如き訴訟を本案とする仮処分を組合の名において申請すること も許されるものと解するのを相当とする。一般に、自己の権利につき、第三 者をして訴訟をなす権能を任意的に付与するいわゆる任意的訴訟信託は、民 事訴訟法が訴訟代理人を原則として弁護士に限り、また信託法第 11 条が訴 訟行為を為さしむることを主たる目的とする信託を禁止している趣旨に照し て、無制限にこれを認めることは許されないが、任意的訴訟信託が我が民事 訴訟法上絶対的に禁止されているものと解する必要はないのであつて、弁護 十代理の原則及び訴訟信託を禁止する信託法の精神に牴触しない限り、必要 のある場合にはこれを認めて差支えないのである。そして、労働組合は組合 **員たる労働者の労働条件の維持改善その他経済的地位の向上を図ることを主** たる目的とする団体であつて、組合員の権利を擁護するために使用者と団体 交渉をなし、或は使用者に不当労働行為のあつた場合には組合員のために労 働委員会に対し救済を請求することができるのであるから組合員から特別の

授権のあつた場合には、労働契約に基く組合員の個有の権利につき訴訟を遂行する権能を認めることは、労働組合の本質に適合し且つ労働組合及び組合員の双方の需要を充たすものといわねばならぬ。けだし、これにより組合は組合内部の統制を容易にし組合の団結権を擁護することができると共に、一方組合員は、自ら訴訟を遂行する能力も資力もない場合においても、組合の費用負担の下に法律上十分にその権利の保護を受けることができるからである。この場合、組合員は組合に対しその権利自体を信託譲渡するものでなく、その権利につき訴訟を追行する権能のみを組合に付与するのであるから、直接信託法第11条の明文に違反するものではなく、また弁護士代理の原則の回避を禁止することを目的とする同法条の精神に違反するものでもないことは明らかである。

成立に争のない甲第44号訟 [ママ] によれば、別紙目録記載のX組合の各組合員は昭和28年3月26日 X に対し書面を以て、右各組合員が、Yに対して有するものと称する昭和25年3月29日より同年4月9日までの作業所閉鎖期間中の賃金の請求訴訟を追行する権限を付与したことを疎明できる。また右甲号証によれば、右各組合員は前示附加金についても、X組合に対し同様の権限を付与したことを推測できるから、X組合は右各組合員のために、Yに対し、前示賃金及び附加金の支払を請求する訴訟を追行し得るに至つたものといわねばならぬ。従つて、右訴訟を本案とする本件仮処分申請手続において、X組合が当事者適格を有することは明白である。」

## ③ 考察

本件は仮処分申請の事案であるが、判旨は、労働組合は、組合員に代わって自ら当然にその組合員の権利につき訴訟を追行する権能を有しないことは明らかであるとした上で、その組合員各自がその個有の権利につき訴訟をなす権能を労働組合に対し付与した場合は、労働組合は組合員に代わって自己の名において右権利を履行すべきことを使用者に対し請求する訴訟を遂行することができるとしている。この場合、ここにいう「訴訟をなす権能」とは素直に見れば訴訟追行権自体であり、後の組合の任意的訴訟担当につきその許容性を判断した最大判昭和45年の「民法上の組合において、組合規約に

基づいて、業務執行組合員に自己の名で組合財産を管理し、組合財産に関す る訴訟を追行する権限が授与されている場合には、単に訴訟追行権のみが授 与されたものではなく、実体上の管理権、対外的業務執行権とともに訴訟追 行権が授与されているのであるから、業務執行組合員に対する組合員のこの ような任意的訴訟信託は、弁護士代理の原則を回避し、または信託法 11条 の制限を潜脱するものとはいえず、特段の事情のないかぎり、合理的必要を 欠くものとはいえないのであつて、民訴法 47 条による選定手続によらなく ても、これを許容して妨げない | (下線は筆者による。条数は当時)という基 準に照らせば、他に対外的業務執行権を付与した事案とは解されず、許容さ れる任意的訴訟担当とも評価できない事案であったと考えられるのである。 本件は、形式的には訴訟信託に該当する事案であったが、本判決は、「主た る目的 | の解釈を特段展開することなく、労働組合が本来的に組合員たる労 働者の労働条件の維持改善その他経済的地位の向上を図ることを主たる目的 とする団体であって、組合員の権利を擁護するために使用者と団体交渉をな し、あるいは使用者に不当労働行為のあった場合には組合員のために労働委 員会に対し救済を請求することができるのであるから、組合員から特別の授 権のあった場合には、労働契約に基づく組合員の個有の権利につき訴訟を遂 行する権能を認めることは、労働組合の本質に適合し、かつ労働組合および 組合員の双方の需要を充たすという論理のもとで、会社側の訴訟信託禁止の 抗弁を排斥した。こうした判断につき新井誠教授は、「ある会社の労働組合 が、会社側との労働争議の一戦術として、会社側の賃料不払いに対抗するた めに、便官上、労働組合が各従業員の持つ個別の賃料債権を譲り受けた上で、 労働組合が一括して賃金支払請求を求めて訴訟を提起した
事案として紹介 した上で、「形式上、訴訟信託に該当する場合であっても、譲受人が自己の 利益のためではなく専ら譲渡人の利益のために行動しており、しかも、その 権利行使が正当なものであるときには、当該訴訟信託は 11 条「現 11 条」の 趣旨に反せず、無効とはいえない」と判断した事案として紹介している 67)。

本判決は、訴訟信託に該当しても、正当な理由が認められる場合には許容

されるという判断を通じて、訴訟信託は不当性が認められる事案に限って禁止されるという法理を内在するものと位置付けるべきであると解する。

#### (2) 東京地判昭和49年12月25日判タ322号198頁

次に倒産会社の私的整理における債権者委員会による訴訟追行権の行使について禁止される訴訟信託に該当するかが問題となった東京地判昭和 49 年 12 月 25 日がある。先に検討した広島高判昭和 28 年 10 月 26 日の判断が昭和 28 年 という時期で、任意的訴訟担当の許容性を判断した最大判昭和 45 年の判断の前になされたのに対して、この裁判例は、最大判昭和 45 年の後になされた点で注目すべきであると考える。

#### ① 事案

本件は、X所有の本件建物を競売目的物件とする不動産任意競売事件の配当手続において、Yが抵当権者として1336万3391円の配当要求をしたのに対し、裁判所が本件建物の競売代金200万円から、手続費用と先順位抵当権者の債権額を控除した161万7733円をYに配当する旨の配当表を作成したという事実関係の下で、Xが配当異議の訴えを提起したものである。本件では、Yが本件債権譲渡により譲り受けた本件債権を競売手続において届け出たところ、本件債権譲渡が旧信託法11条[現10条]が規定する「訴訟信託」に該当しないかが問題となった。

#### ② 判旨

裁判所は、以下のとおり、本件債権譲渡は「訴訟信託」に該当しない旨を 判示した上で、Xの請求を棄却した(下線は筆者による。条数は当時)。

「およそ、信託法 11 条は、本来の権利者から権利の移転の名において第三者に訴訟をなす権能を任意的に付与するいわゆる任意的訴訟信託を広く許容すると、民事訴訟法が訴訟代理人を原則として弁護士に限定している趣旨を潜脱し、他人の紛争に介入し不当に利益を貪るがごとき濫訴の弊害を招来す

<sup>67)</sup> 新井・前掲注 31) 182 頁。

るおそれがあるから、これを原則として禁止しようとするものであるといい うるが、任意的訴訟信託もわが実定法上全面的に禁止されているものと解す る必要がないのであつて、訴訟信託といえども、弁護士代理の原則の精神に 牴触せず、また濫訴の弊害を招来するおそれがなく、かつこれを認めるに合 理的必要がある場合には、これが許容さるべきものと解すべである。そして、 倒産会社においてしばしば設けられる債権者委員会は、裁判所に対する和 議・会社整理・会社更生もしくは清算・破産等の法律的手続をとることなし に、債務者との話合いのもとに、倒産会社の法律関係の整理決済、財産の処 分、残余財産の分配、債務の弁済等を行うことによつて会社の再建もしくは 清算を図ることを主たる目的とする私的な団体であつて、多数債権者の利益 の擁護、債権者間の公平あるいは会社の再建をはかるために債務者その他の 利害関係人と交渉協議し会社の状況に応じた再建案もしくは整理・清算案の 提出・確定もしくは実施にあたるものであるが、費用の節減、手続の単純化、 再建もしくは清算手続完了までの期間短縮等の必要から、債権者間の合意に 基づいて、債権者委員会の委員長を選出し、委員長所属の会社に債権を譲渡 するなどして、委員長に自己の会社名で任意的な再建もしくは清算手続を遂 行し、法的な強制執行・任意競売の申立、配当加入を行う権限が授与されて いる場合には、その必要性と権利の譲渡人と譲受人の関係すなわちかかる委 **員長が『共同の利益を有する多数の者』の中から選出されていること等の諸** 事情に鑑み、委員長所属の会社に対する債権者のこのような権限の授与は、 弁護士代理の原則を回避し、または濫訴の弊害を招来するものとはいえず、 特段の事情のない限り、合理的な必要があるものとして、これを許容して妨 げないものと解するのが相当である。

そこで、以上の観点に立つて本件をみるに、前示認定の事実関係によれば、 倒産したAの債権者委員会において、債権者間の合意に基づいて、各債権者 から債権の譲渡を受けて自己の名で残余財産の売却、任意競売手続での配当 要求、債権者への配当等の権限を与えられたYは、任意競売手続における配 当要求が、信託法 11 条にいう『訴訟行為』に該当するか否かを論ずるまで もなく、本件任意競売手続につき自己の名で、配当要求をなす権限を有する ものと解するのが相当である。」

#### ③ 考察

本件においては、訴訟信託について一定の弊害が存在することを認めた上 で、倒産会社の私的整理における債権者委員会は、会社の再建もしくは清算 を図ることを主たる目的とする私的な団体であって、多数債権者の利益の擁 護、債権者間の平等あるいは会社の再建を図るために債務者その他の利害関 係人と交渉協議し会社の状況に応じた再建案もしくは整理・清算案の提出・ 確定もしくは実施にあたるものであるとしてその存在意義を示す。その上で、 債権者委員会が、一定の必要性から、債権者間の合意に基づいて、債権者委 員会の委員長を選出し、委員長に自己の会社名での一定の権限を授与してい る場合には、委員長が「共同の利益を有する多数の者」の中から選出されて いること等の諸事情を考慮して、委員長所属の会社に対する債権者の訴訟追 行権の授与は、弁護士代理の原則を回避し、または濫訴の弊害を招来するも のとはいえず、特段の事情のない限り、合理的な必要があるとして、これを 許容して妨げないと判断している。この判断は、形式的には訴訟信託に該当 するものの、倒産事件における債権者委員会の役割に照らし、不当性を欠く 訴訟信託として許容したものと解することができる。その根底には、先に紹 介した広島高判昭和28年10月26日と同様の発想が存在するものと理解す ることが可能である 68)。

<sup>68)</sup> 債権の保全のために仮差押申請の必要上やむを得ずに隠れた取立委任裏書をしたからといって何ら信託法における訴訟信託禁止の目的を阻害するものではないとして訴訟信託禁止の規定の適用を排除するものとして、大阪地判昭和28年6月6日下級裁判所民事裁判例集4巻6号813頁。また、弁護士法73条の立法趣旨に照らすと「形式的には、他人の権利を譲り受けて訴訟等の手段によってその権利の実行をすることを業とする行為であっても、上記の弊害〔非弁護士による訴訟の誘発や紛議の助長〕が生ずるおそれがなく、社会経済的に正当な業務の範囲にあると認められる場合には、同法73条に違反するものではないと解するのが相当である。」と判示するものとして最判平成14年1月22日民集56巻1号123頁がある。以上の指摘につき、日本弁護士連合会・前掲注15)6頁参照。

#### 第13 おわりに

訴訟信託の禁止の制度趣旨については、かつて主張されていた三百代言の弊 害禁止、濫訴・健訟の風潮助長による弊害防止といった点はいずれも歴史的背 景を捉えた議論であり、訴訟信託のもつ危険性を一定程度示す意義を見出せる ものの、今日、その意義は希薄化しており、もはや積極的な制度趣旨として位 置付けることは、困難であると評価せざるを得ない。

従来の訴訟信託禁止の制度趣旨に関する見解の中で今日的にもその意義を維持しているのは、他人の紛争に介入し、信託の形式を利用して司法機関を通じて不当な利益を獲得する点を強調する見解である。本稿では、かかる見解を基軸として、訴訟行為を行うことを主たる目的とする訴訟信託が他人のための財産管理制度という信託の本質に反する点を第一義的な制度趣旨として捉えた上で、民事訴訟法からの考察を加え、訴訟行為を主たる目的とする訴訟信託が民事訴訟法の手続構造と調和しない点に訴訟信託禁止の制度趣旨があると考える。

さらに、訴訟信託をめぐり、今日、同様の効果を導く任意的訴訟担当が一定の要件の下で認められていることや現行信託法自体が担保権実行を含むセキュリティ・トラストを許容したことに照らせば、その周辺環境は大きく変化している。このこととの整合性を図り、訴訟信託禁止の現在の位置付けを捉えれば、訴訟信託が禁止される範囲を限定的に解し、不当性を有する訴訟信託に限って禁止されるべきであると考える。

従前は、「主たる目的」の解釈によって禁止される訴訟信託に該当するか否かを判断してきたが、「主たる目的」とは、文理上、動機や目的といった主観的要素を予定すると解するのが合理的であり、また、解釈上の限界ともいうべきであり、「主たる目的」の範囲を超える考慮要素が必要であると解される。こうした考慮によれば、不当性の要件を加味して禁止される訴訟信託に該当するか否かを検討すべきであり、「主たる目的」を不当性の要件の一要素としつつ、不当性を有する訴訟信託に限って禁止されるべきであると解する。

以上